

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
警視庁刑事部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁情対発第227号、丁生企発第190号  
丁少発第190号、丁捜一発第50号  
平成31年3月28日  
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁生活安全局少年課長  
警察庁刑事局捜査第一課長

### インターネット上における犯行予告への対応について

インターネット上の犯行予告事犯については、「インターネット上における犯行予告への対応について」（平成26年2月26日付け警察庁丁情対発第80号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき対応に努めてきたところであるが、今後も引き続き、この種事犯の未然防止及び早期発見・対応を図るため、下記の措置を講じることとされたい。なお、旧通達は廃止する。

### 記

#### 1 あらゆる機会を通じた広報啓発

犯行予告は、社会に大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、未だその発生は後を絶たないことから、非行防止教室、防犯教室等あらゆる機会を通じ、インターネット上の殺害予告、爆破予告等の犯行予告の未然防止及びこれら犯行予告を認知した際の警察への速やかな通報に向けた広報啓発に努められたい。

#### 2 ウェブサイト運営者等への通報要請

犯行予告にかかる事件の未然防止を図るためには、警察がこれらの犯行予告を早期に把握することが必要不可欠であることから、管内のウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者等に対し、インターネット上の犯行予告を把握した際には、速やかに警察に通報するように継続的に要請し、周知が図られるよう努められたい。

#### 3 犯行予告事案への適切な対応

刑罰法令に触れるインターネット上の犯行予告事犯に対しては、部門間の連携を密にして、捜査の各段階において証拠を十分に吟味して、適切な捜査に当たるとともに、管理者対策による管理者側の自主警戒、警察による警戒、検索等を行い、予告された犯罪の防止に努めること。

#### 4 積極的な事件広報の推進

犯行予告事件について被疑者を検挙した場合には、この種犯罪の防止に資するため、積極的な広報に配慮すること。